

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 定期検査における給水流量制御盤の計器校正において、データ記録用紙の設定値欄記載の数値に誤記（3箇所）が認められたため、当該数値を訂正及び対応検討 | C | |
| 2 | 1号機 | タービン補機冷却系ポンプ出口圧力計現場計器及び同中央操作室計器の指示値に差異が認められたため、当該計器（2台）を点検・校正 | D | |
| 3 | 3号機 | 原子炉圧力容器漏えい検査において、圧力保持中に一時的な圧力降下が認められたため、圧力を再調整し検査を再開及び対応検討 | C | |
| 4 | 3号機 | 復水脱塩装置イオン交換樹脂移送状態監視用光電管式流量検出器点検において、光電管式流量検出器（2台）に動作不良が認められたため、当該検出器を修理 | D | |
| 5 | 3号機 | 換気空調系排風機建屋送風機（B）出口ダンパに閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理 | D | |
| 6 | 4号機 | 原子炉格納容器床ドレンサンプ出口放射線モニタ指示不良（オーバースケール）による警報「サンプ放射能高」の誤発生が認められたため、当該モニタを点検・修理 | C | |
| 7 | 5号機 | 廃棄物処理系廃液中和タンク（A・B）液位スイッチ点検において、同タンク（B）側の警報接点リレーに動作不良が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 8 | 5号機 | 主排気筒機器ドレンサンプポンプ制御用液位変換器点検において、校正（零調整）不可が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 9 | 6号機 | 主蒸気ヘッドレントラップ点検において、オリフィスに侵食が認められたため、当該部品を交換 | D | |
| 10 | 6号機 | 復水脱塩装置苛性ソーダポンプ（B）圧力計元弁点検において、ボンネット締付ボルト4本中1本のボルト穴のネジ部に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 11 | 6号機 | 制御棒駆動機構機能検査において、制御棒（18-55・18-51）の連続引抜操作中、途中で引抜動作停止（2回）が認められたため、対応検討 | D | |
| 12 | 6号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）空気圧縮機（A）の試運転時、空気圧縮機（B）出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 13 | 6号機 | 制御棒駆動機構機能検査において、制御棒（26-43）の全引抜操作後のカップリング確認を行わず、全挿入操作を実施したため、対応検討 | C | |
| 14 | 6号機 | 制御棒駆動水圧系機能検査リハーサルにおいて、制御棒駆動水圧制御ユニット（46-47）の制御棒挿入ラインベント弁カプラ部より水のリークが認められたため、当該部を修理 | C | |
| 15 | 集中環境施設 | 洗濯廃液処理設備洗濯廃液ろ過器（A）逆洗水出口弁より下流側の配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで